

寄 附 行 為

財団法人 京都伝統産業交流センター

財団法人京都伝統産業交流センター 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人京都伝統産業交流センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1京都市勧業館内に置く。

(定義)

第3条 この寄附行為における「伝統産業」とは、伝統的な技術、技法を基本とした産業で、理事会が定めるものをいう。

(目的)

第4条 法人は、京都市勧業館常設展示場の管理等を受託し、伝統産業製品の展示及び紹介、伝統産業に関する資料の収集及び提供等を行い、地域経済の発展と、生活文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 京都市勧業館常設展示場の管理及び運営の受託
- (2) 伝統産業製品の展示及び紹介
- (3) 伝統産業に関する資料の収集、保存、供覧及び提供
- (4) 伝統産業に関する調査及び研究
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産は基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事会の議決に基づき理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは、確実な金融機関に預け入れ、信託銀行に信託し、又は、国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の現在数の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を受けて、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て定める。

2 事業年度の途中において、事業計画及び収支予算を変更するときも同様とする。

(事業報告、収支決算及び剰余金の処分)

第12条 理事長は、毎事業年度終了後2月以内に当該事業年度の事業報告書及び収支決算書並びに当該事業年度末の財産目録及び貸借対照表を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認を受けたのち、事業報告及び収支決算を評議員に報告しなければならない。

3 収支決算において、剰余金が生じたときは、理事会の議決を経てその全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第13条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員、顧問及び参与

(役員)

第15条 この法人に次の役員を置く。

理事 25名以上30名以内

監事 3名

2 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員を選任)

第16条 役員は理事会において選任する。

2 理事のうち1名を理事長、5名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 理事長は、理事の互選により定める。

4 副理事長及び専務理事は、理事会の承認を得て、理事長が理事のうちから選任する。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序により、その職務を代理し、代行する。

- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理し、代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為において、理事会が行うこととされている事項を審議し、決定する。
- 5 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第 18 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることできる。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、なお引き続きその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 19 条 役員は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の現在数の 4 分の 3 以上の議決により解任することができる。

(役員報酬)

第 20 条 役員は無給とする。ただし理事長が、理事会の承認を経て指定した常勤の役員については有給とすることができる。

(顧問及び参与)

第 21 条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な業務に関し、理事長に意見を述べることもできる。
- 4 参与は、この法人の業務に関し、理事長に必要な助言をすることもできる。
- 5 第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定は、顧問及び参与に準用する。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 22 条 この法人に評議員を置く。

- 2 評議員の数は 50 名以上 70 名以内とする。
- 3 評議員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 4 評議員、役員、顧問及び参与は、相互に兼ねることはできない。
- 5 第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 19 条及び第 20 条本文の規定は、評議員に準用する。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 23 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局に必要な職員をおく。
- 3 職員は理事長が任免する。

第 6 章 理事会及び評議員会

(理事会の構成等)

第 24 条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会は、毎年 2 回以上、理事長が招集する。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

4 理事長は、理事の現在数の3分の1以上、又は監事から、会議の目的たる事項を示して、請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

5 理事長は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示してあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議事)

第25条 理事会は、理事の現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めがあるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事は、やむを得ない理由のため理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

4 緊急の必要がある場合、又は軽易な事項については、理事長は、書面による賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

(理事会の議決事項)

第26条 理事会は、この寄附行為に定めがあるもののほか、理事長が必要と認める事項を議決する。

(評議員の構成等)

第27条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員は、毎年1回以上、理事会の議決を経て理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

4 役員は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(評議員会の意見聴取)

第28条 理事会は、次の事項について、評議員会の意見を聴かななければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること

(2) その他理事会が必要と認める事項

(議事録)

第29条 理事会及び評議員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録をそれぞれ作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事又は評議員の現在数、並びに会議に出席した理事(書面表決者及び表決委任者を含む。)及び評議員氏名

(3) 議決事項及び議事の経過

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者2名が署名しなければならない。

3 議事録は、事務所に備えつけておかななければならない。

第7章 委員会及び審議会

(委員会)

第30条 この法人は、その業務の円滑な運営を図るため必要があるときは、委員会又は審議会をおくことができる。

2 委員会、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 31 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 32 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号の規定に該当する場合のほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 33 条 この法人の解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、この法人と類似の目的を有する公益団体又は、京都市に寄附するものとする。

第 9 章 雑則

(委任)

第 34 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和 53 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 16 条（第 2 項を除く）の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 53 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 11 条第 1 項及び第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、平成 8 年 4 月 19 日から施行する。